

# 令和7年度第1回 札幌市障がい者施策推進審議会

## 会議録

日 時：2025年10月30日（木）午後1時開会  
場 所：ORE札幌ビル 8階 大会議室

## 1. 開 会

○事務局（布施事業計画担当係長） 皆様、お疲れさまです。

開会に先立ちまして、傍聴される皆様へ事務局より注意事項をお伝えいたします。

この会議は、委員の方の議論の場でございますので、傍聴の方は発言ができません。録音、録画等もお控えください。

また、会議に対するご意見、ご感想につきましては、意見参加シートやメールなどで事務局までご提出ください。

次に、委員の皆様にお願いがございます。

本日は、オンラインでご出席いただいている方がいらっしゃいます。このため、ご発言の際には、発言者が分かるよう、挙手あるいはご発声によりお知らせいただき、司会を進行する者から、お名前を呼ばれた後に発言をしていただきますようお願いいたします。

また、発言者が分かるよう、ご発言の前にご自身のお名前を名のつていただき、発言内容が分かるようにゆっくりお話しください。

発言の中で分からぬ言葉がございましたら、ご遠慮なくお知らせください。

事務局からは、以上となります。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、令和7年度第1回札幌市障がい者施策推進審議会を開催させていただきます。

私は、冒頭の進行を務めさせていただきます札幌市保健福祉局障がい福祉課企画調整担当課長の菅野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

### ◎委員紹介

○事務局（菅野企画調整担当課長） では、早速ですが、本日ご出席されている委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

会場にお越しいただいております委員の皆様は8名いらっしゃいます。順にご紹介させていただきます。

まず、札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香委員です。

続きまして、札幌市社会福祉協議会地域福祉部長の大石委員でございます。

続きまして、札幌市視覚障害者福祉協会会長の近藤委員でございます。

続きまして、札幌市精神障害者家族連合会副会長の高杉委員でございます。

向かい側の席に移りまして、札幌地区重症心身障害児（者）を守る会理事の時崎委員でございます。

続きまして、札幌市手をつなぐ育成会会長の長江委員でございます。

続きまして、市立札幌豊明高等支援学校校長の益満委員でございます。

続きまして、札幌肢体不自由児者父母の会会长の山内委員でございます。

続きまして、オンラインで参加されている委員の皆様は、4名いらっしゃいます。順にご紹介させていただきます。

まず、札幌公共職業安定所統括職業指導官の岡崎委員でございます。

続きまして、北海道難病連相談課長の鈴木委員でございます。

続きまして、北海道教育大学札幌校教授の安井委員でございます。

続きまして、北海道中小企業家同友会札幌支部インクルーシブ委員会委員長の柳川委員でございます。

なお、本日、札幌市精神障害者回復者クラブ連合会会長の石山委員、札幌市民生委員児童委員協議会理事の高柳委員、社会福祉法人札親会理事長の中原委員、札幌市中途失聴・難聴者会協会会长の花田委員、北海道立心身障害者総合相談所所長の人見委員、札幌司法書士会司法書士の山代委員、以上6名の方々からは所用のため欠席とのご連絡をいただいておりますことをご報告させていただきます。

以上のとおり、オンラインの方も含めまして12人の委員にご出席いただいております。

総数18名となりましたので、札幌市障がい者施策推進協議会条例第7条2項により、出席

者が委員の過半数を超えておりますので、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

#### ◎事務局紹介

○事務局（菅野企画調整担当課長） 続きまして、事務局を紹介させていただきます。

まず、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長の成澤です。

続きまして、障がい福祉課長の菊田です。

私の隣が自立支援担当課長の森本です。

改めて、企画調整担当課長の菅野です。よろしくお願ひいたします。

その他、関係係長、職員が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本審議会におきましては、傍聴も認めておりますので、あらかじめご了承いただければと思います。

#### ◎障がい保健福祉部長挨拶

○事務局（菅野企画調整担当課長） では、開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の成澤よりご挨拶を申し上げます。

○成澤障がい保健福祉部長 改めまして、障がい保健福祉部長の成澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、委員改選に当たりまして、前回に引き続き継続をご快諾いただきました委員の皆様、そして、新たに就任をご快諾いただきました皆様にお礼を申し上げます。

本当にありがとうございます。

改めて、この審議会ですが、障害者基本法に基づきまして、札幌市の障がい保健福祉施策を総合的、計画的に推進していくためにご審議をいただく機関となっております。

本日は、まず、会長の互選を行った後にさっぽろ障がい者プラン2024の進捗状況の報告がございます。それと、来年度にプランの見直しの検討を行うための実態調査の概要についてご報告させていただきます。そして、就労継続支援B型の新規指定に関する取扱いと児童発達支援センターの基本方針の改定についてのご審議とご報告を予定しております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

## 2. 議 事

○事務局（菅野企画調整担当課長） それでは、議題に入らせていただきます。

次第に沿って進めさせていただきますが、まず、議題の一つ目になります会長の互選についてでございます。

この審議会の概要等について、簡単に説明をさせていただきます。

この審議会は、障害者基本法を根拠に条例により設置しているものでございます。

審議会の内容についてですが、さっぽろ障がい者プラン2024と呼んでおります障がい者計画や障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査、ご審議いただくこととしております。

このたび、10月に委員の一斉改選を行っておりまして、合計18名の委員の皆様に委嘱させていただいております。

委員の任期としましては、2年ということでお願いをしております。

条例の規定によりますと、会長を委員の皆様の互選により定めまして、その後、会長が会長代理をあらかじめ指定するものとされております。

では、まず、会長の互選につきまして、ご就任いただける委員はいらっしゃいませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（菅野企画調整担当課長） それでは、どなたかご推薦いただける委員の方はいらっしゃいませんか。

○安井委員 北海道教育大の安井です。

これまでの実績等を踏まえて、浅香委員に会長をお願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） ご推薦をありがとうございます。

浅香委員、会長にご就任いただくというご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

○浅香会長 承諾させていただきます。よろしくお願ひします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） ありがとうございます。

改めて、賛成の方は、拍手をお願いできればと思います。

（「異議なし」と発言する者あり・拍手）

○事務局（菅野企画調整担当課長） ありがとうございます。

では、皆様からご承認いただいたため、浅香委員に会長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、会長から会長代理を指定していただきたいと思います。

浅香会長、よろしくお願ひいたします。

○浅香会長 それでは、私は、教育大札幌校の安井委員から指名していただきましたので、お返しをさせていただいて、代理としまして、安井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○安井委員 了承いたします。よろしくお願ひいたします。

（「異議なし」と発言する者あり・拍手）

○事務局（菅野企画調整担当課長） ありがとうございます。

会長代理は、安井委員に決定させていただきます。

では、早速ですが、浅香会長より、一言、ご挨拶をいただきまして、その後の進行は、会長にお願いしたいと思います。

浅香会長、よろしくお願ひいたします。

○浅香会長 改めまして、皆さん、こんにちは。

ご指名ですので、前期に続きまして、会長を務めさせていただきます。

年のせいだけではないのでしょうかけれども、頭の回転が一年一年どころか、一日一日とスピードになってきており、会議の進行で皆様方にご迷惑をおかけすることも多々あると思いますけれども、よろしくお願ひします。

まずもって、この会議は、障がい児・者、そして、家族が安心して暮らせるまちをつくり上げるための会議ですので、しんとした会議とならないよう、活発なご意見を下さればありがたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速、ここからの議事を務めさせていただきます。

冒頭に事務局からも案内がありましたら、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるようなるべくゆっくりお話ししていただきたいと思います。

また、発言の中で分からぬ言葉などがありましたら、遠慮なくお知らせください。

それでは、議題に移りたいと思います。

議題の（2）の報告事項のさっぽろ障がい者プラン2024 2024年度進捗状況についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（布施事業計画担当係長） 私から、2024年3月に策定いたしましたさっぽろ障がい者プラン2024につきまして、2024年度の1年間にどのように取組が進んだかをご報告させていただきます。

お手元の資料1のさっぽろ障がい者プラン2024－2024年度進捗状況報告書一をご覧ください。

非常に分厚い資料になっておりまして、時間の関係上、全ての事業を詳細にご報告することができないませんので、プラン全体の進捗の総括といたしまして、成果目標の進捗状況及びプランで掲げております10の基本施策につきまして、代表的な事業の進捗を簡単にご説明いたします。

まず、表紙をおめくりいただきまして、1ページ目です。

こちらは、札幌市の現状といたしまして、障がいのある方の人数の推移を記載しております。

す。

グラフをご覧いただきますと、身体障害者手帳をお持ちの方は微減傾向、そして、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は増加の傾向にあることが分かるかと思います。

続きまして、3ページ目は、療育手帳の等級別所持者数が記載されております。

こちらをご覧いただきますと、特に、Bバーの軽度の障がいの方が顕著に増加傾向でございます。

ページをおめくりいただきまして、4ページ目は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数を掲載しております。

こちらは、特に2級、3級が増加傾向にございます。

また、隣の5ページ目の難病患者数につきましては、受給者証をお持ちの方の推移を掲載しております。

こちらは、制度改正などがありまして一概には言えないのですが、長期的に見ますと、おおむね増加傾向となっております。

これらのことから、支援を必要とされる障がいをお持ちの方は、概して年々増えているということが言えるかと存じます。

続きまして、9ページをご覧ください。

こちらは、成果目標の進捗状況を掲載しております。

障がい者プラン2024で定める成果目標は、国の基本指針で示された目標ベースにしつつ、札幌市の実情を踏まえまして定めたものとなっております。

それぞれの目標値につきましては、プランの策定時の2024年3月から3年後、2027年3月末時点での目標として各項目の右横の目標値の欄に記載しております。

9ページ表の下半分はグレー色の網かけにしておりますが、これらの項目につきましては、数値の算出に必要なデータが未着のものがございますことから、進捗状況の完成版につきましては、次回以降の審議会において報告させていただきたいと考えております。

本日は、現時点で判明している進捗についてご説明いたします。

まず、1行目の地域生活支援拠点等の検証と効果的な支援体制の構築ですが、札幌市におきましては、地域生活支援拠点等を確保いたしますとともに、年1回以上の支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証、検討しております。

こちらは、引き続き、効果的な支援体制の構築を進めてまいりたいと思います。

次に、2行目の強度行動障がいに関する支援ニーズの把握と支援体制の整備は、発達障害児者地域生活支援モデル事業の一環といたしまして、強度行動障がいに関する支援ニーズの把握と支援体制の整備を行っております。

続きまして、3行目の医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者への支援でございますが、医療的ケア児等支援者養成研修を実施いたしますとともに、医療的ケア児等の受入れに関して助言・指導するサポート医師を配置するという取組を行っております。

続きまして、4行目の障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置につきましては、協議の場への参加や設置の検討を行っているところでございます。

続きまして、5行目の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築でございますが、地域のニーズを踏まえた障がい福祉サービス指定の仕組みにつきまして、法改正の内容を踏まえて導入を進めているところでございます。

最後に、6行目の心のバリアフリーを理解している方の割合は、2026年度末で50%を目指しているところでございまして、2024年度末時点では35.2%の進捗となっております。

出前講座や関連事業等による普及啓発に加え、心のバリアフリーガイドの配付、市民、企業向けの心のバリアフリー研修やイベントの実施などにより心のバリアフリーの理解促進に努めてまいります。

続きまして、各種取組の進捗状況でございます。

10ページ以降になりますが、このプランでは、計10個の基本施策を設定いたしまして、それぞれの分野ごとに取組を位置づけております。

本日は、10ページ以降に記載している各分野の主な事業につきまして、2024年度の状

況をお伝えいたします。

初めに、基本施策1の差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止でございます。

障害者差別解消法の普及啓発をはじめ、権利擁護に関する取組を掲載しております。

まず、10ページの下ですが、札幌市共生社会推進協議会の開催によりまして、関係機関と相談事例を共有するなどの取組を進めておりますほか、14ページの上の市民、企業向けの心のバリアフリー研修の開催、16ページの上の札幌市職員に対する障がいのある方への配慮について学ぶ研修の中で、より一層の周知を進めているところでございます。

続きまして、24ページをご覧ください。

基本施策2のバリアフリー環境の整備ということで、建築物や車椅子、公共交通機関による移動、そして、住まいとそれぞれのバリアフリー化に関する取組を掲載しております。

24ページに記載しております福祉のまちづくり推進会議におきまして、公共的施設のバリアフリー化などについて協議いただくとともに、札幌市が新たに公共的施設を建築する際にはバリアフリー化の状況を当事者目線でチェックしていただくなどの取組をしております。

続きまして、38ページをご覧ください。

基本施策3といたしまして、情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実を掲げております。

こちらは、障がい特性に応じたコミュニケーションをしやすい環境を目指すもので、例えば、42ページの下に記載しております区役所等でのコミュニケーション支援機器の配置ということで、コミュニケーション支援機器、主に聴覚障がいの方のためのタブレット端末や補聴器での聞き取りを補助する磁気誘導システムを区役所等に導入しております。

続きまして、55ページをご覧ください。

基本施策4の障がい等の理解促進になります。

理解促進につきましては、様々な取組の基本となるものと考えております。

55ページの一つ目が再掲になっておりますので、11ページをご覧いただければと思うのですけれども、11ページの上のヘルプマークやヘルプカードの普及事業ということで、こちらは、外見上障がいが分かりづらい方にお持ちいただくヘルプマーク、ヘルプカードについて、昨年度1年間で区役所や地下鉄駅などの窓口においておよそ1万8,000個を配付いたしました。

次に、60ページ上の障がい当事者の講師派遣でございますが、当事者の方を学校や企業に派遣して研修などを行う事業でございます。

派遣回数は、115回、聴講者数は延べ7,085人と、多くの方に当事者のお話を伺う機会を提供しております。

続きまして、65ページをご覧ください。

基本施策5の自立・相談の支援でございます。

こちらは、地域で安心して暮らせる支援体制について記載しております。

具体的な取組といたしましては、76ページの上段の地域移行支援・地域定着支援がございます。

ピアサポートーや相談支援専門員などが精神科病院入院患者及び障がい者支援施設入所者の障がい福祉サービス事業所への同行や住まい探しなど、退院、退所の支援を行うもので、昨年度は地域移行支援が13名、地域定着支援が36名と、これらの方々に対して支援を行ったところでございます。

続きまして、86ページをご覧ください。

基本施策6の保健・医療の推進でございます。

身近な地域で必要な保健医療サービスをいつでも安心して受けられるよう、保健医療体制の充実に関する事業を掲載しております。

代表的なものといたしまして、101ページのさっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業の推進ですが、心の問題を抱える子どもについて、学校や市民などから依頼を受けて適切な医療機関を案内するものでございます。

令和6年度の利用件数は、905件となっております。

続きまして、107ページをご覧ください。

基本施策7の安全・安心の実現でございます。

防災対策や災害時の避難をサポートする取組を中心に、障がいのある方が安全に安心して暮らせる支援体制に関する取組を掲載しております。

例えば、111ページの下に記載しております誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート事業では、災害時に障がいのある方たちの避難を支える町内会などにコーディネーターを派遣して、どのように支援体制を整えていくかの助言などを進めておりまして、昨年度1年間で148件の支援を行っております。

続きまして、118ページをご覧ください。

基本施策8の療育・教育の充実でございます。

切れ目のない支援の提供に着目しながら、療育の充実、学校教育の体制などを中心に掲載しております。

118ページですが、障がい児地域支援マネジメント事業は、児童発達支援センターに配置した障がい児地域支援マネージャーが、児童の療育の方法について、障がい児通所支援事業所への支援や助言をするものでございます。

昨年度は、計8名のマネージャーが累計848回の訪問支援を行ったところでございます。

続きまして、137ページをご覧ください。

基本施策9の雇用・就労の促進でございます。

具体的な事業といたしましては、札幌市が独自に障がい者就業・生活相談支援事業に取り組んでおりまして、昨年度は、相談件数2万3,060件のうち、就職に結びついた件数が163件となっております。

最後に、144ページをご覧ください。

基本施策10の文化芸術・スポーツの振興でございます。

障がいのある方がそれぞれの興味や関心、生活領域に応じて様々な活動ができるよう、施設等での環境整備を進めたり活動の機会を増やしたり、障がいの理解を幅広く促したりという事業を掲載しております。

駆け足の説明となりまして大変恐縮でございますが、以上が2024年度1年間の主な取組でございます。

ほかの事業につきましては、大変恐縮ですが、後ほどご覧いただけますと幸いでございます。

なお、155ページから各サービスの見込み量の進捗状況を掲載しております。

こちらは、計画策定時に想定した各サービスの利用者数など2024年度の実績値、つまり、実際にどの程度の利用者数だったかということなどを掲載しております。

こちらにつきましては、時間の関係上、説明を割愛させていただきます。

以上で、2024年度における進捗状況についてのご報告を終わらせていただきます。

○浅香会長 それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見などがあれば、手を挙げるかご発声をしていただきまして、お知らせしていただきたいと思います。

それぞれ専門の分野の方々ですので、それに即したようなことでお聞きになりたいがあれば、ぜひ、ご質問、ご意見などを述べていただきたいと思います。

皆様方に考えていただいている間に私から申し上げますが、前回のときも私は口を酸っぱくして言っていたのですけれども、9ページの心のバリアフリーを理解している方の割合は、2024年度で35.2%ですが、2023年度は何%でしたか。

前年の数字から幾らぐらい伸びたのか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 2024年度末の数字が35.2%で、その前の2023年度末の数値がおよそ30.2%です。

（※事務局注：2023年度末時点の心のバリアフリーを理解している方の割合は、正しくは32.3%でしたので、お詫びの上訂正させていただきます。）

○浅香会長 1年でおおむね5%増えたということは、数字的には大きいですよね。

このまま1年で5%ずつ増えていけば、本当にいい社会になると思います。

こういう心のバリアフリーの理解推進と、俗にいう社会的障壁、ハード的なバリアフリーの促進と、一般的、市民的にいようと、社会的障壁のバリアという考えのほうが多数を占めるのか

なと思うのですけれども、分けたほうがいいものでしょうか。

安井委員、どう思いますか。

○安井委員 恐らく、基本的には一体化しているというか、実際には、障がいのある方に接する機会がないと、そこに対する考え方や態度が形成されていかないと思います。一方で、そこで接することが多ければ、やはりバリアフリー化のニーズという意味では、ICFの考え方では相互作用ということで、分けるというよりも一体的でございます。

ただ、構造的に捉えるということは非常に重要で、ハード面の充実と心のバリアフリーでは、まさに社会的な障がいへの態度、見方という態度形成において、日本の場合は特に改革が遅れているという国際的な指摘があり、今、非常に強く求められているところですので、そのあたりの取組を推進していく重要性は非常にあります。

○浅香会長 大変勉強になりました。

安井委員、引き続き何かございませんか。

○安井委員 それでは、浅香会長や私も関連しているところですけれども、基本施策10の文化芸術とスポーツで、文化芸術等の活動が事業として行われているケースを実績として報告いただいていると理解しているのですが、一般的に多くの方がアクセスする、例えば、自分の作品あるいは芸術作品を見に行ったときや劇場等を利用した際のバリアの軽減、要するに、一般の方の意識の底上げというのでしょうか、多くの人の障がいの見方に関連することについての取組はどうなのかなと思ったのです。

今回の報告を見せていただいた限りだと、事業に特化されていて、その意識改革に向けての全般的な取組というものはどこを見ればいいのかななんて思ったのですけれども、何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思いました。

○事務局（布施事業計画担当係長） 障がいのある方が文化芸術にアクセスする際に直面するバリアですが、劇場や美術館等を利用する場合に何かしらバリアがあると、なかなかアクセスがしづらいことがあるかと思います。

これにつきましては、ハード面の取組でいいと、バリアフリー化された建築物の整備を行っておりまして、今回の取組状況の中では、24ページ以降に記載をしております。

例えば、24ページの下ですが、市有施設につきましては、新たに札幌市が施設を整備する際には、障がいのある方や高齢の方に、施設の図面や、建物が建って供用開始前に実際に現場を見て使いづらいところはないかを確認いただき、もしそういう部分があればご意見としていただいた上で直すといった取組を行っております。

あとは、ソフト面での取組になりますと、先ほども話題となりました心のバリアフリーの推進というところで、市内の施設全てで完全なバリアフリー化を進めるというのは予算等の都合もあってなかなか難しいものですから、そこをソフト面の取組でカバーすることができるよう、札幌市といたしましても普及啓発に取り組んでいるところでございます。

○安井委員 ちょうど平成30年に法律ができたときにコロナが直撃してしまいました、いろいろな計画が頓挫した経緯があったものですから、今後とも取組を進めていけると、より広く市民の意識改革にもつながるのではないかなと思いました。

○浅香会長 そのほかは、いかがでしょうか。

○近藤委員 毎回、この会議で同じ質問をさせていただいていたのですけれども、この障がい福祉サービスの中に同行援護事業という視覚障がい者対応の手引きの事業があつて、ここに実績も出ているのですけれども、項目別になつてないから同行援護事業の中に含まれていると思うのですが、重度障がい者の福祉と雇用の連携による特別事業というものがあつて、通勤介助や職場介助が認められております。昔、この事業がスタートするときに、障がい者施策推進審議会の中でその予算を開示していた記憶があるのですが、利用者数が思いのほか伸びないこともあって、年々、予算もどんどん減っていっているのだろうなと思うのですよね。たしか、スタートのときは8,600万円ぐらいから始まったと思うのですけれども、次に私が知り得たときは、予算がもう7千何百万円に落ちていましたし、多分、今ではもっと少ない予算になっているのかなとは思うのです。

恐らく、この同行援護事業の項目の中に含まれているのだろうなと思うのですが、そうすると、利用者がどの程度いるのか、特別事業そのものの実態が見えてこないのです。その中で私

が気になっているのは、視覚障がい者がどの程度この事業を利用していて、何事業所になっているかということですが、知り得る情報があったら、どなたでもいいので、お答えいただければありがたいと思います。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 資料でいいますと、70ページの下の段に、重度障がい者等就労支援事業という項目がございます。恐らく、委員からお話をあった内容はこちらかなとは思っておりますが、通勤や職場などにおいての介護、同行援護、行動援護ということでサービスを提供しているものでございます。

支給決定数は、令和6年度は28名となっております。徐々に利用される方の人数は増えているところではございますが、より利用いただくということで、まだまだ周知が必要かなと思っておりますので、引き続き、そのような取組を進めてまいりたいと考えております。

○近藤委員 ということは、155ページの同行援護事業には含まれていないということでおろしいでしょうか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 155ページの一番上のはうに載っている訪問系の同行援護かと思いますが、そちらには含まれておりません。また別のものになります。

○近藤委員 分かりました。

○浅香会長 時間の関係もありますので、次に進めさせていただきたいと思いますけれども、最後に、この障がい者プラン2024の一番新しい事業として重症心身障がい児・者の関係の施策が盛り込まれておりますので、時崎委員、感想などあればお願ひいたします。

○時崎委員 札幌地区重心児（者）を守る会の時崎です。

一つ目は、私が見たところ、155ページの上から5番目の重度障がい者等包括支援がずっと0件です。これは、重度訪問介護がまだ受けられない子どもが受けられる重度訪問介護に替わるような支援内容の制度ですけれども、札幌市にはこれを実施している事業所がずっとないのです。

私の知り合いの医療的ケア児を育てている母親で、この制度を利用して働きながら子どもを育てたいというシングルの人がいたのですけれども、この制度を実施している事業所が0件ですずっとなく、以前、何か1回あったらしいのですけれども、それもどのような理由でやらなくなつたのかは不明ですが、やらなくなり、今もずっと0件で、将来的にも計画も0件という内容になっているのです。

私の周りには、ニーズとしては間違いなくありますので、計画がずっと0件というのはどうなのかなと思ったのが一つです。

もう一つは、そのすぐ下の生活介護ですけれども、今、18歳の壁とよく言われていますが、医療的ケア児が卒業すると放課後等デイサービスに通えなくなりまして、就労している母親が働けなくなるという現実があり、全国的に問題化しているのです。今、医療的ケア児が医療的ケア者になったときに通える生活介護がかなり少なくて、私の周りを見ても希望するところに希望する日数で通えている医療的ケア者がほとんどないので、生活介護が足りていないと思います。

新しく見つける人たちだけではなく、通っている人たちも、この日は人手不足なので休んでくださいとか、今まで通っていた人も通えなくなるというケースが結構増えているのですが、この生活介護もそんなに増やす予定がないように見えたので、その辺は札幌市としてどのようにお考えなのかというところをお聞きしたいです。

この二つの事業の今後のご予定をどうお考えなのか、お聞きできればと思いました。

○事務局（森本自立支援担当課長） まず、最初のご質問の重度障がい者等包括支援は、実は、全国的に見ても事業所が少ないサービス種別になっています。

札幌市も一か所指定があるけれども、今は休止状態と聞いております。

どうしてかというと、障がい福祉サービス等報酬体系の中で、やはり事業者がこちらのサービスを実施するには単価が低過ぎるという実態があります。札幌において、ほかの居宅介護や重度訪問介護の事業所数については、他のエリアと比べて少ないわけではないので、そういう複数のサービスを組み合わせて重度障がい者等包括支援のサービスを事実上見ている実情にあるのかなとは思いますが、一つは、国の設けている報酬体系の中でなかなか増えてこない実情がございます。事業所を10か所増やしますというのがなかなか難しい分野ですから、札幌

市としても医療的ケアが必要な方のサービスの充実は国に継続して要望しておりますので、そういういた取組を続けていきたいと考えています。

次に、生活介護については、確かに、生活介護の中でも常勤看護職員等配置加算を取ってケアを行う体制を整えている事業所でないとなかなか難しい事例も多いかと思うのですが、そこが数としてなかなか増えてきていないのかなと思います。こちらにつきましても、事業所が運営していくような十分な報酬単価の設定ということで、札幌市としても国に要望していくという考えであります。

○浅香会長 平たく言えば、事業所を運営すること自体もなかなか難しいということですか。

○事務局（森本自立支援担当課長） やはり、重度訪問介護にしても、居宅介護にしても、今、障がいの分野でもヘルパーの確保が大きな課題になっていますので、人材確保の課題といったものもベースにあるのかなとは思います。

○浅香会長 これで、この部門は終わらせていただきますけれども、今のようなお話をお聞きして、より実態をつかみながら、国の報酬は報酬、もらうお金はもらうお金としても、地方公共団体としても財源に厳しい状況は分かりますが、ちょっとでもいいので、プラスアルファも考えていただいて、今、森本課長が言ったように、10か所は無理でしょうけれども、一つ、二つ、三つでも試行的に始めていただくような方策ができれば、より家族の方も安心して暮らせるのではないかと思います。一番最初のご挨拶でも申し上げましたが、やはり、昨今は、障がい当事者より家族などの周りの人が苦労しているという話もよくよく聞かされているものですから、そういう点もバックアップしていただけるような施策を組んでいただけるよう、私からもお願いしたいと思います。

それでは、皆様方からたくさん意見をいただきましたので、札幌市にも考えていただきながら、障がい福祉サービスの進捗をしていただきたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

議題の（3）の報告事項のさっぽろ障がい者プラン2024 見直しに係る実態調査実施についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（布施事業計画担当係長） 引き続き、さっぽろ障がい者プラン2024 見直しに係る実態調査実施についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。

さっぽろ障がい者プラン2024は、昨年、2024年3月に策定をいたしました。そこから3年後の2027年、令和9年3月に一部改定を行う予定となっております。

改定に当たりましては、まず、実態調査などによって課題の整理を行うこととしておりまして、その実態調査を今年の年末頃から開始する予定としております。

資料2の1 一部改定（見直し）の考え方についてご説明いたします。

さっぽろ障がい者プラン2024は、障がい福祉施策全般をどのように推し進めていくかを取りまとめた6年間の計画ですが、この中には、障がい福祉計画、障がい児福祉計画が含まれております。

この障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、障害者総合支援法で3年間を期間として作成を求められております各自治体における3年間の障がい福祉サービスの見込み量を示すものでございます。そして、こちらは、3年ごとに数値を改定しなければならないものとなっております。

このサービス見込み量につきましては、過年度実績等に基づいて数値改定を行います。

また、施策の方向性につきましては、今回はあくまでも一部改定でございますので、基本的には昨年3月に策定した方向性を継続しながら、今年度実施する実態調査などで新たな課題等が把握された場合には、それに応じて方向性、施策等を追加するというイメージになっております。

次に、2の実態調査の概要（案）についてご説明いたします。

調査の対象は、前回と同じく障がいのある方、障がいのあるお子さん、施設入所中の方、精神科に長期入院中の方のほか、障がいの有無にかかわらず幅広く一般の市民の方や、支援者側から見た福祉施策の課題等を把握するため、サービス提供事業所、そして、障がい者雇用や社

会貢献の意識等について把握するため、一般企業も対象といたします。

前回、令和4年度の調査では、身体、療育、精神の各手帳所持者と難病の特定医療費受給者の中から約6,500人を無作為抽出してアンケート調査を実施しておりまして、障がい者全体の調査票回収率は、32.7%でございました。

また、施設入所者に関する調査につきましては、市内28施設、精神科に長期入院中の方に関する調査につきましては、市内37病院にご協力をお願いしております、今回も調査対象は前回同様とする予定でございます。

調査内容といたしましては、前回との比較も必要と考えておりますので、設問は基本的に前回ベースとしながら全国的な課題や札幌市が独自に抱える課題に応じた内容を検討いたします。

また、調査と並行いたしまして、障がい種別ごとのニーズをより的確に把握するため、障がい当事者団体等へのヒアリングを行う予定でございます。

続きまして、裏面の3の調査項目の一例でございますが、障がい者、障がい児へのアンケート調査では、所持している手帳の種別や居住形態、日常生活の自立性、利用している障がい福祉サービスの種類や満足度、就労の状況、差別を受けた経験や施策全般に関するご要望等についてお聞きする予定です。

また、施設入所中の方と精神科に長期入院中の方に関する調査につきましては、主に地域移行に対する入所者、患者のご意向や課題、地域移行後に必要なサービス等についてお聞きをする予定です。

特に、精神科に長期入院中の方に関する調査につきましては、1年以上入院されている方全体の状況など病院側にご回答いただく調査のほか、退院の意向など入院患者ご本人にご回答いただく調査へのご協力をお願いする予定でございます。

なお、近年の調査では設問数が増加傾向にあります、設問数に反比例する形で回答率の低下が見られておりますため、今回の調査では可能な限り設問数を減らす方向で考えており、前回、令和4年度の障がい者向けの設問数が66問だったところ、現時点の案では52問としております。

最後に、4の参考：策定スケジュール（予定）についてですが、現在、私どものほうで調査票の内容を検討しているところでございますが、既に札幌市障がい福祉課で所管する附属機関であります自立支援協議会と精神保健福祉審議会の各委員の皆様にはアンケートの素案をご確認いただき、ご意見をいただいております。

本日、障がい者施策推進審議会の皆様方に対しましては、本日お配りしたアンケート（案）をご確認いただいた上でご意見をいただきたいと考えておりますが、何分、分量が多いため、2週間ほどの確認期間を設けまして、11月14日金曜日までにご意見をいただけますと幸いでございます。

こうして、いただいたご意見等も踏まえながら、11月から12月頃には調査票を完成させ、12月から年明けの1月の間で約1か月間アンケート調査を行い、並行して障がい当事者団体等へのヒアリングも行う予定です。

調査報告書は、3月に完成予定で、3月から4月に本審議会の計画検討部会を設置した上で、来年4月以降、具体的な改定作業に入っていく予定で考えております。

このたびの調査票原案のほか、改定の過程では、障がい者施策推進審議会の委員の皆様にご意見をいただきながら作業を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、以上です。

○浅香会長 ただいま事務局より説明をいただいたことにつきまして、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。

私からですが、このアンケートの目的は、さっぽろ障がい者プランの残り3年のためのアンケート調査ということでいいですね。

○事務局（布施事業計画担当係長） そのとおりでございます。

○浅香会長 ご意見はございませんか。

○安井委員 いろいろ気になるところがあるのですが、どこに連絡すればよろしいのでしょうか

か。

○事務局（布施事業計画担当係長） 委員の皆様方には、さきにメールで調査票等の今回の配付資料をお送りしたところですけれども、そのメールへのご返信でいただいても構いませんし、お電話などでも構いませんし、障がい福祉課の事業計画担当係までお寄せいただければと思います。

○安井委員 分かりました。

○浅香会長 布施係長とご指名していただければ大丈夫です。

ほかにご意見がなければ、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。  
(「異議なし」と発言する者あり)

○浅香会長 後ほど、このアンケートの中身をじっくり見ていただいて、お気づきの点があれば、障がい福祉課に意見をお寄せいただければと思います。

それでは、議題の（4）に移りたいと思います。

議題の（4）就労継続支援B型における新規事業者指定の一時停止についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森本自立支援担当課長） それでは、A3判の資料4をご覧ください。

就労継続支援B型に係る質の向上に向けた取組みについてでございます。

まず、左側の1の札幌市の現状をご説明いたします。

指定就労継続支援B型事業所は、直近10年間で3倍のペースで増加しており、政令市の中でも2番目に多い状況です。

一番多いのが大阪市で796か所、横浜市は240か所、福岡市でも196か所ということで、大阪市と一緒に、札幌市は、非常に突出をしている状況です。

二つ目の丸ですが、さっぽろ障がい者プラン2024で定めるサービス利用見込み量に対して、供給量が大幅に超えております。現在、必要とされる数の事業所が既に確保されております。

下にグラフや表を載せておりますので、ご覧ください。

棒グラフが事業所数です。

令和7年3月で656か所、今年度当初の推定では、令和8年3月には714か所になります。

折れ線グラフの一番上の緑色の線が供給量に対して、下の二つの折れ線グラフの利用量や計画の見込み量は大幅に下回っております。下の表をご覧いただくと分かりやすいかと思います。

令和8年3月の想定をご覧いただくと、計画見込み量が25万2,991に対して供給量が31万4,495、実際に利用する方が24万7,836人となっておりますので、供給量が利用量を非常に超えている形になっております。

ちなみに、計画見込み量は各年3月の利用見込み、供給量は定員数掛ける開所日数、利用量は3月提供分の実績を使っております。

左側の下段に行きますが、事業所数の急増により専門性を備えた人材確保が難しくなる結果、十分な知識や経験を持たない職員配置により利用者の就労支援の質が低下する例もございます。

また、利用者確保を目的に軽易な生産活動や過大な工賃設定、利益供与等で利用者を誘引または囲い込みするなど、不適切な事業者が散見されるところでございます。

この現状につきましては、札幌市議会においても直近の第3回定例会の代表質問や決算特別委員会でも質疑をされているところでございます。

こういった札幌市の現状を踏まえまして、資料の右側の上をご覧ください。

2の新規事業者指定の一時停止でございます。

現在の供給過剰が解消されるまでの当面の間、新規指定を一時的に停止することを考えております。既存事業所の定員増もちろん含まれます。

開始時期は、最速で令和8年1月を想定しております。

今後、令和8年度のさっぽろ障がい者プランの一部改定時に見込み量を精査し、指定再開の有無や時期等について、国のガイドライン策定の動きなどを踏まえ、事業者の就労支援の質や

利用者ニーズなども勘案しながら慎重に検討していきたいと考えております。

こちらの中で、例外として、今、休止中の事業者の再開は認める方向で考えております。

また、定員増のない吸収合併も認める方向でございます。

また、例は少ないかもしれません、地域活動支援センターから就労継続支援B型に移行するという事業所があった場合も認めるほか、既に雇用契約や賃貸借契約を締結している場合で特段の事情を認める場合や、既に札幌市と開設に向けて事前調整している場合も除こうと考えております。

3の国の検討状況をご覧ください。

今年度、令和7年7月24日の社会保障審議会障害者部会において、就労継続支援B型の総量規制に関連して以下のような議論がされておりました。国においてもガイドライン策定を検討する旨が示されております。

この障害者部会のやり取りを一部抜粋したものが囲みの中になりますが、①供給過剰による課題については、2行目の後段にあるとおり、数の増加が必ずしも質の向上につながらない可能性があるという議論がなされております。

②総量規制と質の確保については、2行目から読み上げますが、一定程度質の確保に資すると考えられるが、一方で、既に指定されている事業所の質の確保も同時に進行が必要があるということで、札幌市も突出して多く既に事業所がございますので、ここの質の確保も同時に進行が必要だと私たちも認識をしておりまして、4の既存事業所の質の向上に向けた札幌市独自の取組も今年度から行っております。

既存事業所に対して、6月17日付で指定就労継続支援B型における条例遵守の徹底、指定更新の要件化等について、全対象事業所に通知をしております。

概要を抜粋しておりますが、一つは条例に規定される以下の事項を遵守していない場合は、令和9年4月1日以降、指定を更新しないということで示しております。

これは、当たり前のことを書いてあります。基準省令や市の条例に書いてあるとおりですけれども、一つ目のアの利用者に対し、生産活動に係る事業の収入からその事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うこと、イの利用者に対し支払われる1月当たりの工賃の平均額が、3,000円を下回っていないこと、ウの利用者の自立した日常生活及び社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めること、エの工賃に給付費による収入を充てないこと。

また、2にあるとおり、WAM NETや元気さーちにおいて、生産活動の具体的な内容や平均工賃月額等の実績を公開することを求めております。

さらに、ここには記載はございませんが、例えば、刑務所を出した方を支えるための受入れをしている社会生活支援特別加算や重度者支援体制加算を算定しているような事業所などについては、個別に相談に応じるという扱いにしております。

資料下段に進んでいきますが、令和7年度から運営指導業務の委託を開始しております。

令和8年度以降、全事業所に対し、国の定めるおおむね3年に1回程度の頻度で運営指導を実現することにより、運営基準の遵守、給付費算定の適正化等を図ってまいります。

また、自立支援協議会就労支援推進部会とは、今も緊密に協力、連携をしておりまして、この就労継続支援B型の運営に当たってのガイドライン策定についても一緒に検討を開始しております。

また、今月20日に、国の社会保障審議会障害者部会が開催されておりまして、就労継続支援B型に係るガイドライン（案）が示されております。

こういった国のガイドラインの内容を踏まえて、札幌市としても、この地域で望まれる就労支援の在り方というものをガイドライン策定の中で検討をしていきたいと考えております。

例えば、国のガイドライン（案）でも示されておりますが、在宅就労の問題が札幌市においても起きております。そのため、在宅就労がしっかりと利用者を中心に置いた支援になるような注意喚起や適正化の取組も今後検討していくことが必要であろうと考えております。

資料4で中心テーマの新規事業者指定の一時停止でございますが、こちらについては、障害者総合支援法第36条第5項及び第37条第2項の規定に基づいて行うもので、その法律では、サービスの量が障がい福祉計画に定める必要な量に既に達しているまたは超えることに

なると認めるときは指定しないことができると明記をされておりまして、政令指定都市でも、現に、指定を一時停止しているところや、それを検討しているところがございます。

また、本日の審議会の審議を踏まえまして、札幌市として正式に決定をした場合は、速やかに札幌市の公式ホームページへ掲載するとともに、全ての指定就労支援B型事業所へも通知をしていきたいと考えております。

資料の説明は、以上でございます。

○浅香会長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見等があればお願ひします。

○益満委員 豊明高等支援学校の校長の益満でございます。

私どもの学校の卒業生も就労継続支援B型事業所を活用して将来的な就労に向けて努力をしている子もいますし、現在、在学中の生徒の中にもゆっくり就労を目指していきたいということで、就労継続支援B型事業所に行くことを決めている本人、ご家族もいるところです。

ご質問ですが、就労継続支援B型事業所がこんなにたくさんに膨れ上がっている理由として、やはり利用者に対する補助金があるからかなという思いがあるのですけれども、そこは、青天井というか、私たちはこの就労継続支援B型事業所で軽度知的障がいのある方たちを就労させるためにこんな事業所をつくりますよと言ったら、今まで簡単にできていたのでしょうか。ある程度、そこの予算はいつまでも青天井ではないですよと今回示されたという理解でよろしいですか。

○事務局（森本自立支援担当課長） 予算については、確かに、令和6年度決算が200億円を超えておりまして、前年度比で40億円増、率にして24.3%増えていて、全国的にこの就労継続支援B型の急増は、やはり注目をされているところです。

ただ、札幌市としては、このB型に限らず、障がい福祉サービス費というものは扶助費という義務的な経費で、どのように伸びていってもしっかりと予算を組んで支出するものと認識をしておりますので、予算から抑制をするという考え方は、一切持ってはおりません。

ただ、障害総合支援法に書いてあるとおり、この審議会でもご議論いただいているさっぽろ障がい者プランで定める見込み量や利用量に対して、今、事業所数が大幅に超えておりまして、やはり淘汰されずに供給サイド側から利用が増えているのではないかと。つまり、もしかしたら、本来、就労継続支援B型事業所ではない人も入ってきてるかもしれませんし、また、利用者を確保しなくては事業所を回していくませんので、囲い込みや、1時間でも来てくれたら1,000円払いますよ、簡単な作業でいいですよと言っている事業者もあるやに聞いております。

やはり、まずは計画に基づいて一旦停止をし、既存の事業所の質をしっかりと利用者を中心においたものにしていく取組を進めていきたい、そして、利用実績を注視しながら足りなくなることがないように、再開の時期や仕方を慎重に検討していきたいと考えております。

国のガイドラインも、今は案の段階ですけれども、今後、正式に出てきますし、札幌市は札幌市の実情もございますので、自立支援協議会の就労支援推進部会の方々と一緒に、この札幌の地にふさわしい、また、望ましい支援の在り方を示した上で、まだ案の段階ですけれども、それらがしっかりとできる事業者については、今後、再開のときには評価をするようなことを恐らく検討していかなければならないのかなと所管の課長としては考えているところでございます。

○益満委員 不勉強で愚問であったかもしれませんのが、高等支援学校側としては、卒業生には、将来しっかりと働いて給料をもらい、札幌市の中で潤いのある生活をしていただきたいという思いで、卒業式の日に、頑張ってねと背中を押しています。

ですから、その子たちが、いつかは就職したいなと思っているにもかかわらず、ぐるぐるとずっと就労継続支援B型事業所にいるということがないように、今のお話でしっかりと歯止めをかけるということが分かりましたので、私どもも生徒たちをしっかりと応援していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（森本自立支援担当課長） 一言だけ補足させていただきます。

今年10月から、皆様もご存じのとおり、就労選択支援という新しいサービスが増えていきます。

こちらについて、全国でも珍しいのですけれども、札幌市は独自の上乗せ基準を導入して、しっかりと実績があり、就労アセスメントのできる能力のある事業者に限って指定できる工夫を設けており、この10月に10か所、実績豊富なところを中心に指定をしております。

我々からも利用を勧奨していくのですけれども、ぜひ卒業生の方々も、第三者の専門家の評価を受けて、ご自身の適性や能力や意向にふさわしいところにつながっていくようなサービスを提供していきたい、また、そういう体制を確保していきたいと思っておりますので、今、委員がおっしゃられたことはしっかりと肝に銘じて、就労選択支援の質の確保も含めて進めていきたいと思います。

○益満委員 よろしくお願ひいたします。

○浅香会長 そのほか、いかがでしょうか。

私も不勉強ですが、事業所の認可は札幌市がやるのですか。小難しいのか、簡単なのか。

○事務局（森本自立支援担当課長） 札幌市で指定をしております。

○浅香会長 今、益満委員がおっしゃったように、やはり卒業した生徒の行き場がなくなってしまうというのは大変なことだと思いますので、そういうことのないように、バランスを図りながら障がい福祉施策を進めていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香会長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題の（5）障害児通所支援等の円滑な提供に向けた児童発達支援センターのあり方（基本方針）の改定についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（森本自立支援担当課長） 引き続き、私から、こちらの議題についてご説明させていただきます。

児童発達支援センターのあり方（基本方針）の改定を考えているという頭出しでございまして、資料右下にあるとおり、今後のスケジュールとして意見交換会や改定案の策定をして、最終的に年度末のこの本審議会にて報告をさせていただきたいと考えております。

資料に沿って、ポイントを押さえてご説明させていただきます。

左側の1の児童発達支援センターについてでございます。

平成24年4月の児童福祉法改正により、より身近な地域で一人一人の特性に応じた適切な療育ということで、中核的な療育支援施設としての役割を担う児童発達支援センターが創設をされました。

二つ目の丸です。

児童発達支援センターは、身近な地域における通所支援機能である児童発達支援に加え、保育所等訪問支援や障がい児相談支援を行うこととされ、これらの機能に加え、関係機関等と連携を図りながら重層的な支援を行い、児童発達支援事業所等の支援ネットワークの構築をしております。

資料1の118ページに、障がい児地域支援マネージャーというものが載っておりますので、そちらをご覧ください。

この障がい児地域支援マネジメント事業による障がい児地域支援マネージャーというものを児童発達支援センターに配置をしておりまして、障がい児通所支援事業所への支援や助言を既に行っております。

昨年度実績でも、8名の障がい児地域支援マネージャーが助言・指導等の訪問活動で累計848回行っているというのは、札幌市の大きな特徴でございます。

行き来して申し訳ございませんが、資料5にお戻りください。

1の三つ目の丸ですが、札幌市の障がい児通所支援事業所数は、平成24年当時、全国で最も多く、それらの事業所と連携していくということは非常に重要なことであるので、平成24年10月の児童発達支援センターのあり方（基本方針）策定へとつながっております。

一番下の丸ですが、令和7年度現在は、表にあるとおり、九つの児童発達支援センターが設置されており、センターごとに担当エリアを分け、各エリア内の障がい児通所支援事業所との

連携を深めるために情報共有や研修会の開催等の取組を行っております。

毎年行っている児童発達支援センター主催の研修会については、今年も今月から12月にかけて、順次、開催をしていきます。

表にあるとおり、九つの児童発達支援センターがございます。

資料の右側の2の基本方針の改定についてです。

前回改定時の状況が2の(1)で、こちらが平成31年3月ものです。

市内において児童発達支援、放課後等デイサービス等の支援施設が急増したことに伴い、療育の質の低下等が懸念されたため、平成29年3月に本審議会に諮問し、別に設置をした障がい児支援体制検討部会の答申を踏まえ、平成31年3月に改定を行っておりました。

主な改定項目としては、家族支援の実施、相談支援の拠点、地域支援の充実について追記等をしております。

(2)の今回の改定について(令和7年度末改定予定)です。

令和6年の改正児童福祉法の施行により、児童発達支援センターが地域における中核施設と位置づけられたこと等を受けまして、内容を一部修正するものです。

国の示す内容を資料6として添付をしておりますので、そちらをご覧ください。

資料6は、国が昨年度示した地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引きの中の資料の一つですが、下段の緑色の四つ掲げられているものが児童発達支援センター等に求められている中核機能でございます。

中核機能①が幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、中核機能②が地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・ザーコンサルテーション機能、中核機能③が地域のインクルージョン推進の中核機能、中核機能④が地域の発達支援に関する入口としての相談機能ということで、札幌は、この手引の中で好事例として紹介をされているぐらいの取組についてはしっかりと進めてきたところでございます。

資料5にお戻りいただきまして、今回は、既に取り組んでいることも踏まえて、国から示されたこの中核機能や手引を受けた修正をする、そして、札幌市の通所支援事業所全体で目指すべき方向性の明記をしたいと考えております。

改定に係る内容や文言については、これまで児童発達支援センター会議で協議を重ねているところでございます。

最後の3の今後の進め方についてです。

児童発達支援センターの中核機能の一つとして掲げられているインクルージョンの推進を実現するためには、センターと保育関係者等が顔の見える関係性を構築し、障がい児への支援を重層的に行っていく必要があります。

センター側からも保育所等とのさらなる連携を求める声も上がっていることから、今回の改定に当たって、保育現場等の意見を取り入れるべく、保育・教育関係部局及び関係団体を交えた意見交換会の開催を検討しております。

意見交換会の参加者については、関係団体としてはそこに記載のとおり、児童発達支援センター、保育所・幼稚園関係団体、自立支援協議会子ども部会、関係部局は、私ども保健福祉局だけではなくて、子ども未来局、教育委員会にも声をかけて、このインクルージョンの推進、障がい児通所だけではなくて、保育園や幼稚園といった地域の機関との並行利用を含めてインクルージョンを進めるための顔の見える関係づくりに着手をしたいと考えております。

スケジュールについては、冒頭に申し上げたとおり、改定案については3月の本審議会にてご報告をさせていただきます。

なお、札幌市内の児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所の状況については、こちらも就労継続支援B型と同じように非常に急増をしてきたところで、今、児童発達支援については709か所、放課後等デイサービスについては771か所、重複して指定を受けている事業所も多いのですけれども、ざっとこのような709か所、771か所ということで、令和3年と比べても共に1.5倍増えております。

こちらについては、就労継続支援B型に先行して、今年度から選定制度というものを障がい児通所支援の分野に導入をしておりまして、選定委員会という専門家の方々にお集まりいただき、質が確保される6か所を選定したところです。

選定結果については、札幌市の公式ホームページに全てを詳細に掲載しておりますが、札幌市としては、家族をしっかりと支えられる児童発達支援を目指していきたいと考えております、先行して実施した選定制度においても家族支援の機能などについては評価をしているところでございます。

資料の説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○浅香会長 それでは、ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問、ご意見等があればお願いします。

○長江委員 札幌市手をつなぐ育成会の長江です。

要は、通園施設が9か所あるのですけれども、多分、ここに通園する人数はある程度限られていますよね。私の子どものときは児童デイがなかったので、通園施設に行っていましたが、今は、私どもの団体の教育施策推進部のお話を聞くと、やはり児童デイに行って療育をという形ですけれども、通園施設との連携が取れているのでしょうか。

児童デイの数は、本当に歩いたらすぐあるよねぐらいの考えだったのですけれども、私は、やはり早期療育はすごく大事だと思っていまして、札幌市も早期療育が大事という形で進んでいっていただいていると思うのですけれども、やはり通園施設と児童デイの違いというか、お母さん方の話だと、今は訓練もそんなに入っていないような感じなのですよね。ドクターも大変だけれども、言葉などのS T、行動などのO T、心理など、いろいろな訓練がすごく充実してほしいと思っています。この中核になっている中で、児童デイがその中核に対して一緒に連携を取っていただきながら療育を進めていっていただきたいと思います。

○事務局（森本自立支援担当課長） 全くそのとおりだと思っていまして、皆様もご存じかと思いますが、実は、昨年7月に国が児童発達支援ガイドラインを策定しております、これには、放課後等デイサービスもそうですし、保育所等訪問支援についても国がかなり詳細な支援の質や中身を書いております。札幌のその700か所以上ある事業所が、このガイドラインに書かれているオーダーメイドの5領域を十分に網羅した支援や家族支援、地域移行、地域連携の支援をやっているのかがやはり今後問われてくると思いますので、この児童発達支援センターを中核として、今回、基本方針を改定する中でも、そこを全員でしっかりと目指していくことを分かりやすく打ち出して、この数の多さを札幌市の強みに変えていけるようにしていきたいと考えておりますので、ご指摘いただいたことは忘れずに、念頭に置いて進めていきたいと思います。

○浅香会長 そのほか、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香会長 それでは、たくさんのご意見、ご要望、質問等をいただきました。

私が座長を務めている会では恒例ですが、今日、お声を発していない方から、今日の報告事項、協議事項、また、会議全般のことについてでも結構ですので、お一人、二、三分ずつお言葉を頂戴したいと思います。

初めに、オンラインの方から始めさせていただきたいのですが、北海道難病連の鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

冒頭の議題の2024年度進捗状況報告書の21ページの災害時の個別避難計画の策定についてお伺いいたしたいと思います。

こちらの取組の方向性として、令和6年度にモデル事業を実施されて、これから本格実施をされるということで、取組の方向性も拡大と矢印も上向いているところですけれども、モデル事業を実施されて本格実施される中で、札幌市で新たな取組をされているというふうにもお伺いしましたので、よろしければ、この時間でどんな取組をされているのかということを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 障がい福祉課長の菊田でございます。

個別避難計画の作成の推進ということで、こちらは障がい者問わず、高齢者、要介護認定を受けている方、難病の方で対象となる方につきまして、現在も本格的に事業を実施しております。

具体的に申し上げますと、洪水、水害による被害と土砂災害の可能性が高いところに住まわ

れている対象となる方をリストアップしまして、そのリストアップした方について、委託先の事業者が個別に計画をつくるのを働きかけたり、あとは、そこに住まわれている方を支援している介護の事業所や障がいの事業所にも働きかけて一緒に個別の避難計画をつくってもらえませんかということを今まさに進めていると、事業を所管している保健福祉局の総務部から報告を受けているところでございます。

まずは、緊急性の高い、逃げ遅れると命が危ないところに住まわれている方を対象に個別の避難計画の策定を進めているところでございます。

○浅香会長 昭和56年に札幌市や石狩市で大水害がありました、今の札幌市役所の若い職員は生まれる前ですから、すごい災害だったということを知らないですね。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 私は、ぎりぎり知っています。

○浅香会長 鈴木委員がおっしゃるとおり、私も口を酸っぱく申し上げているつもりなのだけれども、なかなか進捗しないのが本当に心残りの一つです。

続いて、北海道中小企業家同友会の柳川委員、お願ひします。

○柳川委員 議題と資料内容がたくさんあり過ぎて、この時間帯に全部把握するのがちょっと難しいので、後ほどまたゆっくり目を通そうとは思っております。

今のところ、質問等はございません。ありがとうございました。

○浅香会長 続いて、札幌公共職業安定所の岡崎委員、お願ひします。

○岡崎委員 ハローワーク札幌職業相談専門援助第一部門、障がい者の専門援助をさせていただいている岡崎でございます。

お時間を頂戴して、ありがとうございます。

私から、この場でお聞きしていいか分かりかねるのですが、さっぽろ障がい者プランの実態調査の関係でございます。

実態調査の概要（案）の調査種別の障がい者調査のところで、身体の方も、知的の方も、精神の方もひとしく2,000人抽出ということでいたいでいたのですけれども、そもそも、身体の方の減少傾向と精神の方の上昇傾向があって、母数がそれぞれ違うのですけれども、押ししなべて2,000人ということでやっていらっしゃるのだなというのが一つです。

あとは、企業調査の1,000社は、企業規模は全く度外視して、完全に自然抽出されるのでしょうか。どのように抽出されるか、無作為だとは思うのですけれども、中小零細企業から大企業まで、線を引かずにそのまま抽出するというお考えなのか、確認をさせていただきたいと思います。

○事務局（布施事業計画担当係長） まず、プランの実態調査の抽出数です。

これまで、身体、知的、精神で2,000人ずつ抽出をしております。ただ、実際には、各手帳をお持ちの方がそれぞれ大分開きがあるにもかかわらず2,000人ずつでよいのかというお話をございました。

今のところ、2,000人ずつで行おうと考えているのですけれども、これは手帳の各所持者数の割合で抽出しますと、一番少ないので療育手帳になりますので、どうしても身体障がいの方が割合として一番高くなってしまいますが、3つの障がいにつきまして、より様々なご意見を頂戴したいというところで、一旦、2,000人、2,000人、2,000人というような形で抽出を考えているところでございます。

続いて、企業調査をどのように抽出しているのかというお話をございます。

こちらは業種ごとに分類をして、その業種の中で無作為抽出という形で行っているのですけれども、その業種の中で、企業規模を考慮して分類しているのかといいますと、現状、そこまでは考慮はしておりません。

○浅香会長 オンラインの方全員にお話をいただきました。

それでは、会場の山内委員、お願ひします。

○山内委員 札幌肢体不自由児者父母の会の山内です。

今日は、どうもありがとうございました。

前にもお話ししたことがあるのですけれども、131ページの教育委員会の学校教育部の学びのサポーターの時間が1学校に1年間で700時間がずっとこのままなのですけれども、どこからもこの時間が足りないという話はないのかなと思っております。

私ども父母の会の会員でいくと、やはり身体介助も入ってくるので、どうしてもこの時間数だけでは足りなくなり、親がどうしてもついていかなければいけないということで、結局、1学年で終わって断念してしまうこともあるものですから、このあたりは、上限時間があってもいいので、その人たちが使いやすいような時間数という考え方へ変わっていったらいいなという話をしております。

あとは、先ほど長江委員がお話ししていたように、この間、札幌市ひまわり整肢園を行ったときも、通所される方が1桁しかいないという話も聞いておりました。

私たちも会員たちと療育の大切さについてお話をすますけれども、皆さん、やはり時間をたっぷり預けられる放課後等デイサービスのほうにどうしても流れていってしまうので、何か連携を取ってうまくやっていけるような形になって、児童のサポートをしていただければいいのかなと私も思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○浅香会長 去年の審議会のときのおむつの件は解決したのですか。

○山内委員 本当は金額をもう少し上げてほしい、札幌市はちょっと金額が安いよねという話をされていたのですけれども、上限まで金額をしっかり使うことができるという使いやすさというところで考え直していただけたので、そこは会員たち皆さんが喜んでいました。

どうもありがとうございました。

○浅香会長 よかったです。

それでは、引き続いて、札家連の高杉委員、お願いします。

○高杉委員 札家連の高杉です。

発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私からは質問になるのですけれども、今、資料1の7ページの障がい福祉サービス事業所数と155ページのサービス見込み量のバランスを見ていたのですが、7ページで集計されている障がい福祉サービス事業所数は、実際には、もう少し数があるのかなという感じがしたのですが、もしかすると、指定番号を持っている事業所の数という認識でよろしいでしょうか。

特に、就労もそうですけれども、共同生活援助は、居住系の施設の数に対して見込み数の数で見ていきますと、1事業所当たりの利用者数がかなり多くなるのかなという感じで見ていました。

恐らく、事業所番号一つに対して複数展開している事業者もあると思うので、数としてはかなり増えるのかなという感じで見ていましたが、このあたりはいかがでしょうか。

○事務局（薩摩指定指導担当係長） 障がい福祉課指定指導担当係長の薩摩と申します。

ご指摘の共同生活援助でしたら、1事業所を1とカウントしていても建物が何個もあるというふうに複数持っているところもあったりします。ただ、原則、事業所数とした事業所番号の数です。例えば、おっしゃるとおり共同生活援助など、1事業所番号で建物を何個か持っているところはありますので、実態としては、外を歩いていたらいっぱい建物あるとか、もっと数が多いというのは、おっしゃるとおりです。

○高杉委員 分かりました。

恐らく、居住の数はもう少しあるという認識ですね。

もう一点ですが、私たちの団体で、年に1回、札幌市の障がい福祉サービス事業所の方に集まっていたら、一般の方向けに合同説明会というものをやらせていただいております。私も家族相談、一般の障がいの方の一般相談というものを受けているのですけれども、これは私の体感値で非常に申し訳ないのですが、ここ数年、特に精神障がいの方々というものは福祉につながっていない方が増えてきているなどと何となく感じます。

このイベントをやると、毎回、かなりの数の方が来られて、こんなサービスがあったのですねとおっしゃられます。実際、そのサービスを利用したかったのだけれども、どういったサービスがあって、どういう流れで利用していいか、全く分かりませんでしたという方がかなりの数いらっしゃるのです。

今年のイベントでいうと、やはり10人前後のこれまで福祉につながっていない方々が福祉につながるという実績がありました。

頻繁にこのイベントをやっていければいいのですけれども、何せ弱小の団体なもので、マンパワーも限られています。札幌市もかなりお忙しいと思うのですけれども、こうした福祉に

つながっていない障がいの方と事業所の方のマッチングイベントというか、広報につながるようなイベントを企画していただけると非常にありがたいなと感じております。よろしくお願ひいたします。

○浅香会長 それでは、最後に、社協の大石委員からお願ひします。

○大石委員 社会福祉協議会の大石です。

今日は、ありがとうございました。

私どもも22ページの障がい者虐待相談や障がい者あんしん相談を受けておりますので、その中では、今日出ていた就労継続支援B型事業所に通われている方から毎日のようにお電話をいただいて、困っているのだという話も聞く中では質というものもあったものですから、すごく危惧していたところでございます。これから、改善に向かえればいいなとすごく思いました。

それから、今、障がい者虐待防止ネットワーク会議をやっておりますけれども、その中では、虐待対応ということで、児童や高齢者の虐待よりは、障がい者の虐待のほうがチーム支援といった取組がちょっと足りないのではないかというような意見も出ておりました。これからネットワークのメンバーで協議をしていくことになりますけれども、この会議でもご意見、ご助言を今後賜れればと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○浅香会長 本日は、本当に様々なご意見、ご要望をいただきまして、私は、進行役として助かりました。

それでは、最後に、事務局から何かございませんか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 報告事項でございます。

議題には上げておりませんでしたが、札幌市障がい者協働事業の検討状況ということで、資料がございませんので、口頭にて現在の進捗をご報告させていただきたいと思います。

改めてですが、この協働事業は、障がいのある方もない方も対等な立場で共に働く職場づくりというものをを目指しまして、従業員のうち障がいのある方を5割以上かつ5人以上雇用するということを要件としております事業です。

平成18年に事業を開始しまして、もう20年弱経過しているところですが、令和4年度にありました行政評価というもので、対象事業者を固定せずに参入する事業者を拡大していくよういうことでご指摘がありまして、札幌市におきましても、障がい者雇用を取り巻く社会情勢の変化を踏まえて、事業見直しに向けて検討に着手したところでございます。

そうした中、今年1月に現行の補助対象事業者に説明会を行っているのですが、その後、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、3月に札幌市が重度障がい者等就労支援事業を廃止するというような内容の報道がございまして、その件につきまして、障がいのある方、また、関係者の皆様の大きなご不安やご心配につながってしまったという経緯がございます。

そのような状況にございまして、今年4月には、補助事業者を対象にした個別のヒアリングを実施させていただき、障がいのある従業員の方にも可能な限りお話を伺っております。

この結果や現行の課題を踏まえまして、現在、府内でも事業見直しの方向性や現行の補助事業者への対応ということでは、目下、検討を重ねているところでございます。

今後の予定としまして、補助事業者の方に現時点での今後の方向性についての説明を行う場をできるだけ早期に設けて、ご意見等を伺って検討を進めていくことを予定しているところでございます。

審議会の委員の皆様にも、次回の会議におきまして、また進捗状況等を改めてご報告を申し上げたいと思いますが、現状において検討を進めているということで、まずはご報告とさせていただきたいと思います。

説明は、以上です。

○浅香会長 それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

限られた時間の中、円滑な議事進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 浅香会長、会議の円滑な進行をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様、たくさんのご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

これを参考に、また、よりよい施策を目指して進めていきたいと思っております。

### 3. 閉　　会

○事務局（菅野企画調整担当課長）　それでは、これをもちまして、令和7年度第1回札幌市障がい者施策推進審議会を終了いたします。

皆様、どうもありがとうございました。

以　　上